

# － 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料  
条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 30 年 3 月 30 日・東京都条例第 42 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の改正に伴い、手数料の額を改定する必要がある。

### (2) 改正内容

条例別表に規定する手数料の額を改める。

事務	名称	額（改正前）	額（改正後）
法第 70 条第 1 項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業変更許可申請手数料	75,000 円	67,000 円

## 2 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

## 3 問合せ先

環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課自動車リサイクル担当

直通 03-5388-3571

内線 42-867